

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）

改正案	現行
<p>(事業継続困難の申出の基準)</p> <p>第一条の二 法第二百四十一条第三項に規定する保険業（外国保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この条において同じ。）の継続が困難であるときには、次の各号に掲げるときを含むものとする。</p> <p>一 保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下第一条の十四までにおいて同じ。）又は外国保険会社等の財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産）をもって債務を完済することができないとき、又はその事態が生じるおそれがあるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 取締役会（外国保険会社等にあつては、日本における代表者）に提出された保険計理人の意見書に、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第八十二条第一項第六号及び第七号（規則第六十条及び第二百十一条の五十一において準用する場合を含む。）に掲げる事項として、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている場合であつて、その要因の解消を図るために必要な措置を講ずることができないとき。</p>	<p>(事業継続困難の申出の基準)</p> <p>第一条の二 法第二百四十一条第三項に規定する保険業（外国保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この条において同じ。）の継続が困難であるときには、次の各号に掲げるときを含むものとする。</p> <p>一 保険会社（外国保険会社等を含む。以下同じ。）の財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産）をもって債務を完済することができないとき、又はその事態が生じるおそれがあるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 取締役会（外国保険会社等にあつては、日本における代表者）に提出された保険計理人の意見書に、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第八十二条第一項第六号及び第七号（規則第六十条において準用する場合を含む。）に掲げる事項として、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている場合であつて、その要因の解消を図るために必要な措置を講ずることができないとき。</p>

(事業継続困難の申出)

第一条の三 保険会社等又は外国保険会社等は、法第二百四十一条第三項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一～四 (略)

(保険管理人の職務を行うべき者の指名等)

第一条の四 法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあつては、日本における業務及び日本に所在する財産)の管理を命ずる処分(第一条の九において「管理を命ずる処分」という。)があつた場合において、保険管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、代表者のうち保険管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を金融庁長官(保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)

第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が前条の申出書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)に届け出るとともに、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等に通知しなければならない。

(業務の一部を停止しないための申出)

(事業継続困難の申出)

第一条の三 保険会社は、法第二百四十一条第三項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

(保険管理人の職務を行うべき者の指名等)

第一条の四 法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあつては、日本における業務及び日本に所在する財産)の管理を命ずる処分(第一条の九において「管理を命ずる処分」という。)があつた場合において、保険管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、代表者のうち保険管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を金融庁長官に届け出るとともに、当該処分を受けた保険会社に通知しなければならない。

(業務の一部を停止しないための申出)

第一条の五 保険管理人は、法第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときは、申出書に理由書（当該申出が特定補償対象契約以外の保険契約の解約に係る業務を停止しないことについてのものである場合にあっては、当該申出に係る保険契約が保険契約者等の保護のためその存続を凶る必要性が低いものであることその他の当該申出が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないことを示す事項を記載するものとする。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、保険会社等にあつては法第二百五十条第五項ただし書、第二百五十四条第四項ただし書若しくは第二百五十五条の二第三項ただし書又は第二百五十八条第二項において準用する第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときについて、外国保険会社等にあつては法第二百五十条第五項ただし書若しくは第二百五十五条の二第三項ただし書又は第二百五十八条第二項において準用する第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときについて、それぞれ準用する。

（株主の名義書換の禁止の告示）

第一条の七 金融庁長官等は、法第二百四十六条の規定により株主の名義書換を禁止したときは、その旨を官報で告示するものとする。

（計画の承認）

第一条の八 保険管理人は、法第二百四十七条第二項又は第四項の規

第一条の五 保険管理人は、法第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときは、申出書に理由書（当該申出が特定補償対象契約以外の保険契約の解約に係る業務を停止しないことについてのものである場合にあっては、当該申出に係る保険契約が保険契約者等の保護のためその存続を凶る必要性が低いものであることその他の当該申出が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないことを示す事項を記載するものとする。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定は、保険会社が法第二百五十条第五項ただし書、第二百五十四条第四項ただし書若しくは第二百五十五条の二第三項ただし書又は第二百五十八条第二項において準用する第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときについて準用する。

（株主の名義書換の禁止の告示）

第一条の七 金融庁長官は、法第二百四十六条の規定により株主の名義書換を禁止したときは、その旨を官報で告示するものとする。

（計画の承認）

第一条の八 保険管理人は、法第二百四十七条第二項又は第四項の規

定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

(保険管理人による管理を命ずる処分の取消しの通知)

第一条の九 金融庁長官等は、法第二百四十八条第一項の規定により管理を命ずる処分を取り消したときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等に対し、その旨を通知しなければならない。

(保険契約に係る債権の額)

第一条の十四 法第二百五十五条の四第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる保険会社等又は外国保険会社等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 生命保険会社及び外国生命保険会社等 法第二百五十五条の四第一項の公告(以下この条において「公告」という。)の時に  
おいて被保険者のために積み立てるべき金額
- 二 損害保険会社及び外国損害保険会社等 イ及びロに掲げる金額の合計額
- イ 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に  
おいて、まだ経過していない期間をいう。以下この条において同じ。)に対応する保険料の金額
- ロ 公告の時に規則第七十条第一項第三号又は規則第百

定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

(保険管理人による管理を命ずる処分の取消しの通知)

第一条の九 金融庁長官は、法第二百四十八条第一項の規定により管理を命ずる処分を取り消したときは、当該処分を受けた保険会社に対し、その旨を通知しなければならない。

(保険契約に係る債権の額)

第一条の十四 法第二百五十五条の四第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社及び外国損害保険会社等にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第二百五十五条の四第一項の公告(以下この条において「公告」という。)の時に  
おいて被保険者のために積み立てるべき金額
- 二 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に  
おいて、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料の金額

五十一条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

三 少額短期保険業者 未経過期間に対応する保険料の金額

(保険契約の管理及び処分範囲)

第二条 法第二百六十条第十項に規定する内閣府令・財務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 保険会社(外国保険会社等を含む。以下同じ。)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行であつて、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

六・七 (略)

(協定承継保険会社に生じた損失の金額)

第五十条の八 令第三十七条の四の二第二号に規定する内閣府令・

財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額を控除した残額とする。

一～三 (略)

2 (略)

三 公告の時に於いて規則第七十条第一項第三号又は規則第五百十一条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

(保険契約の管理及び処分範囲)

第二条 法第二百六十条第十項に規定する内閣府令・財務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行であつて、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

六・七 (略)

(協定承継保険会社に生じた損失の金額)

第五十条の八 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)第三十七条の四の二第二号に規定する内閣府令

・財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額を控除した残額とする。

一～三 (略)

2 (略)

附則

(令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの)

第五条 令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 特定会員（法附則第一条の二の十三第一項に規定する特定会員をいう。）、特別会員（法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員をいう。）、又は特例会員（法附則第一条の二の十四第一項に規定する特例会員をいう。）であつた清算保険会社（法附則二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社をいう。）から生命保険契約者保護機構に納付された金銭の額

附則

(令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの)

第五条 令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 特定会員（法附則第一条の二の十三第一項に規定する特定会員をいう。）、特別会員（法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員をいう。）、又は特例会員（法附則第一条の二の十四第一項に規定する特例会員をいう。）であつた清算保険会社（法附則百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。）から生命保険契約者保護機構に納付された金銭の額

○ 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）

<p>整備案</p>	<p>参考</p>
<p>（財務大臣への通知） 第六条 法第百三十一条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの（同項第一号に掲げる規定による届出に限る。）は、第一条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。</p>	<p>（財務大臣への通知） 第六条 法第百三十一条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、第一条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。</p>

## 附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

(特定少額短期保険業者の事業継続困難の申出の基準)

第二条 改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者に対するこの命令による改正後の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の二第三号の規定の適用については、同号に規定する取締役会には、取締役会に相当するものを含むものとする。